

令和 6 年度 東京都立工業高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の健全な成長及び人格形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるという認識をもち、いじめは絶対に許さないという態度で対処する。
- (2) 学校の最重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめの未然防止を第一とし、いじめを見過ごさないことを学校全体で組織的に取り組む。
- (3) 「いじめは、どのクラスにもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む。
- (4) 生徒が、いじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校づくりに取り組む。
- (5) 人は同じ言葉をかけられても不快な思いや傷ついてしまう時とそうならない時があり、相手との人間関係がどのような状況なのかによって感じ方が変わる。よって、いじめはハラスメントと同様に『相手との関係性』と『やりとりの文脈』から理解・分析し、被害を訴えた生徒の立場になって慎重かつ迅速に対応する必要がある。

2 学校及び教職員の責務

学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止基本方針の策定

基本方針は下記の事項について定める。

- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめへの対応
- ・いじめ防止基本方針の見直し

4 いじめ防止のための組織

学校いじめ対策委員会の設置

(1) 設置の目的

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処の対策に関する措置を実効的かつ組織的に行う。

(2) 構成委員 *必要に応じて協力する

校長、副校長、生活指導部、教務部、学年（1 年～4 年）、スクールカウンセラー、養護教諭、*他（特別支援コーディネーター）

(3) 設置期間・会議

- ・常設の機関とする。
- ・会議は各学期 1 回以上開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(4) 役割・活動

- ・いじめ防止等に関する取組や具体的な年間計画の企画と実施に関すること
- ・いじめの相談・通報の窓口に関すること
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係わる情報の収集・共有に関すること
- ・教職員の資質向上のための校内研修に関すること

5 具体的な取り組み

- (1) 未然防止に向けての取り組み
 - ア 研修会等を通じて教職員の資質の向上を図る。
 - イ いじめに関する授業を実施する。(年3回 HR等で実施)
 - ウ 保護者会を通して保護者への働きかけを行う。(学期末等の保護者会にて実施)
- (2) 早期発見に向けての取組
 - ア いじめ調査の実施
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回(6月下旬、11月下旬、2月下旬)
 - イ いじめ相談体制の構築
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・いじめ相談窓口の設置、周知(窓口：生活指導部)
 - ウ インターネットを通じてのいじめに対する対策
 - ・日々進歩する態様や情報収集方法に関する研修会を、専門知識をもった講師を招いて実施する。
- (3) いじめの発見、通報を受けた時の対応
 - ア いじめの疑いのある行為には、些細な兆候であっても早い段階からの的確に関わる。いじめの疑いのある行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。その際、いじめられていた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
 - イ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任および学年団や主幹教諭、分掌主任などに報告し、生活指導部と情報を共有する。
 - ウ 生活指導部は、速やかに関係生徒から事情の聴き取りを行い、いじめの有無など事実関係の正確な把握を行う。その際、他の教職員は安易に当該生徒や周りの生徒たちに聴き取りなどの行動を起こさない。
 - エ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が学校経営支援センター・教育委員会に報告し、状況に応じて関係機関と相談する。
 - オ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。電話での対応は事務連絡のみとする。また、複数での対応とする。
 - カ いじめが犯罪行為と認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、状況によっては所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。

 - ア 重大事態が発生した旨を、学校経営支援センター・東京都教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 生活指導部を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。